

# 鳥取縣公報

昭和二十六年一月十九日 金曜日  
 第二千七百七十六号

本書ノ大半サハ國定規格A五判

## 告示

鳥取縣告示第二十号

自作農創設特別措置法第三條の規定により、昭和二十二年三月三十一日及び同年七月二日をもつて買収した農地の所有者の中、買収令書を交付することができないものを同法第九條第一項但書の規定により次のように公告す

買収令書交付不能一覧表

記号番号	所有者氏名 又は又は	住	所	農地の所在	対 價	買收期日	対價支払方法	
							現金	証券
逢坂い3	大谷亀藏	同	同	同	2,395.20 円	22.3.31	2,395.20 円	
勝谷2148	木下蔵藏 飯田爲藏	同	同	同	2,183.60	22.7.2	183.60	2,000
同 154	大谷亀藏	同	同	同	1,066.00	同	66.00	1,000

なお地番、地目、面積等の関係書類は縣農地課に備え置く。

昭和二十六年一月十九日

鳥取縣知事職務代理人

鳥取縣副知事 鈴

木 武

01049

鳥取縣告示第二十八号

農地及び農業用施設災害復旧事業縣費補助規程を次のように定める。

昭和二十六年一月十九日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

農地及び農業用施設災害復旧事業縣費補助規程

(目的及び補助の対象)

第一條 農林水産業施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号、以下「法」という)により農地及び農業用施設の災害復旧事業を行う者に対し、助成を行うため知事はこの規定により予算の範囲内でその事業費の一部を補助することができる。

(補助率)

第二條 前條の規定による補助の比率は、当該災害復旧事業の事業費の百分の三以内とする。

(補助交付の申請)

第三條 第一條の補助を受けようとする者は、別記様式

による申請書に農林水産業施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和二十五年政令第五百五十二号以下「令」という)第三條の規定による國庫補助金交付申請書(添付書類を含む)を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金交付の指令)

第四條 知事は前條の規定による申請を適當と認めたときは補助金交付の指令をする。

(補助金返還及び事業成績書提出等の準用)

第五條 法第四條、令第五條、同法施行規則第六條及び第七條の規定は第一條の規定による補助を受け又は受けようとする者に準用する。

前項の規定により準用する事業成績書、收支決算書、工事着手届及び工事完了届の様式は、昭和二十五年八月農林省告示第二百三十六号の様式を準用する。

(書類の經由)

第六條 この規程により提出する書類は、すべてその事

01050

業を行う者の属する市町村及び地方事務所を經由しなければならぬ。

附則

1、この規程は公布の日から施行し昭和二十五年四月一日から適用する。

2、災害復旧耕地事業補助規程(昭和二十二年十一月鳥取縣規則第四十五号)により昭和二十五年年度第二・四半期までに補助金の交付を受けた同年度事業についてはこの規程により指令を受けたものと看做し、この規程によるあらたな補助金は第三條及び第四條の規定に拘わらず別に定める請求書によりこれを交付する。  
この場合災害復旧耕地事業補助規程第二條但書の規定は適用しなす。

別記様式

昭和年度「」災害復旧事業費縣費補助金  
交付申請書

昭和 年 害による災害復旧事業を施行するから  
農地及び農業用施設災害復旧事業費補助規程に基き  
補助金を交付されたく別紙関係書類を添えて申請する。

昭和 年 月 日

事業主体名

代表者 何 某 團

鳥取縣知事 殿